

4 幼児教育推進体制の整備

基本方針（１） 幼児教育関係組織の連携強化と取組

【基本的な考え方】

子どもの育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育て支援、保健医療など、さまざまな関係機関が連携して、総合的な幼児教育の取組を推進することが必要です。

さらに、幼児教育の重要性やその充実に向けた取組の考え方などについて、関係者はもちろん保護者や地域などに対し情報公開を積極的に行い、さまざまな意見が施策に反映されるような仕組みを確立することが必要です。

総合的な幼児教育の取組を推進していくために、県や市町村における行政組織の在り方についても検討することが必要です。

また、各市町村においては、このプログラムを参考にしながら、それぞれの地域の実情や課題を踏まえた幼児教育の振興に関するプログラムを策定することなどにより、幼児教育充実に向けた具体的な取組を推進することが必要です。

重点的な取組

① 幼児教育関係機関の連携

- ・ 県組織における連携体制の整備
- ・ 市町村組織における連携体制の整備
- ・ 県と市町村、市町村間の連携の推進
- ・ 市町村における私立幼稚園の担当部局の明確化

② 市町村における幼児教育充実に向けた具体的な取組の推進

- ・ 幼児教育の振興に関するプログラムの策定などによる具体的な取組の推進
- ・ 幼児教育の充実に向けた取組などに関する保護者や地域住民などとの意見交換会等の開催



町内の幼稚園・保育所の関係者、保護者、小学校教員、幼児教育行政関係者などが、幼児教育の充実に向けて意見交換をする機会を設定しました。（若桜町）



市町村における幼児教育振興プログラムなど総合計画の策定状況

策定状況	市町村数
平成16年度以降に策定予定	1
策定年度未定	38

「県内市町村を対象とした調査」より（平成16年2月）

【基本的な考え方】

今後、幼稚園、保育所、さらにはその枠組を超えて幼児教育の充実に向けた取組を推進していくことが必要です。

県内の市町村においては、市町村合併などに向けた取組などとあわせて、幼児教育の在り方が検討されており、幼稚園と保育所の合築、幼稚園と保育所の機能を実質的に統合した施設の整備など、地域の実情に応じて、さまざまな取組が進められているところです。幼児教育の充実を図るにあたっては、決して経済的な合理性だけにとらわれることなく、将来を担う子どもたちにとってどのような教育内容や教員等の配置体制、さらには、どのような施設が必要なのかという幼児教育の充実に向けた本質的な姿勢を見失わないことが重要です。

また、幼稚園・保育所の選択にあたっては、それぞれのよさを保護者が判断し、多様な選択ができるような条件整備など、利用者の視点に立った取組を進めていくことが必要です。

平成15年7月に公布された「次世代育成支援対策推進法」は、我が国における急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次代を担う子どもや育成環境の整備に対する支援対策（次世代育成支援対策）についての基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・事業主・国民それぞれの責務を明らかにすることなどにより、次世代育成支援対策を推進しようとするものです。

この法律により、県、市町村及び一般事業主（従業員301人以上）は、平成16年度中に次世代育成支援対策の実施に関する計画（行動計画）をそれぞれ策定しなければならないこととされています。県では、この幼児教育振興プログラムとの整合性を図りながら、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定に向けた取組を進めることとなります。また、一般事業主については、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組むことが求められています。

国においては、幼稚園と保育所の機能を実質的に統合した総合施設の設置について、平成18年度までに検討するとの方針が示されており、今後、この総合施設について具体化に向けた検討などが見込まれることから、その動向にも十分注意を向けていく必要があります。

重点的な取組

①地域の实情に応じた幼児教育充実施策の検討

- ・県及び市町村における次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」の策定の推進（平成16年度中に策定し、平成17年度から実施）

行動計画策定にあたって、次世代育成支援対策の重要な施策として踏まえておくべきもの
（次世代育成支援対策法に基づく「行動計画策定指針」より）

県・市町村の行動計画

- ・地域における子育ての支援
 - ・地域における子育て支援サービスの充実
 - ・保育サービスの充実
- ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - ・次代の親の育成
 - ・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

一般事業主の行動計画（参考）

- ・子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備（フレックスタイム制の実施など）
- ・働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（多様就業型ワークシェアリングの実施など）

- ・地域の实情に応じた幼児教育施設の充実

②きめ細かな指導を充実するための条件整備の推進

- ・ 幼児の発達の過程を考慮した幼稚園の学級編成基準（35人以下）の引き下げ
- ・ ティーム保育などを活用した指導の充実のための職員配置
- ・ 障害児保育など特別な支援を必要とする幼児に対応した職員体制の充実
- ・ 養護担当、事務担当など職員配置の充実に向けた検討



- ▲ 幼稚園と保育所が合築された施設の中で、園児たちの合同活動や保護者同士の交流などが行われています。同年齢・異年齢の子ども同士のかかわりが生まれています。

（境港市立わかまつ幼稚園・外江保育所）